

「ひょうごスマートシティ・クリエイティブチャレンジ」  
運營業務委託仕様書

1 委託業務名

「ひょうごスマートシティ・クリエイティブチャレンジ」運營業務

2 業務目的

県内の社会課題・地域課題について、県内外の起業家や事業者が有する情報通信技術を活用し、その解決を図るスマートシティの兵庫県におけるモデルとなる取組を創出することを目的とする。

3 業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

4 委託費

19,980,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

兵庫県（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、業務目的及び以下の事項を踏まえ、業務を実施すること。

(1) 運営体制

- ・受託者は、委託者、社会課題や地域課題等を提案する市町（以下「モデル地区」という。）及び課題に対し、実装可能なレベルの技術・製品による解決策を実証実験する事業者（以下「実証事業者」という。）と連携して業務を行うこと。
- ・受託者は実証事業者の窓口となる責任者（以下「責任者」という。）を置くこと。
- ・責任者は、優れたビジネスプランを有する県内外の起業家や事業者の情報、最新の技術動向について、十分に把握している者とする。

(2) 全体スケジュール（下記日程を目安に実施すること）

- 7月 実証実験を行う課題の選定
- 8月～9月 実証事業者の公募・選定
- 9月～1月 実証実験の実施
- 2月 実施結果の報告
- 3月 報告会の開催

### (3)業務内容

#### ア 課題選定

- ・委託者が募集するモデル地区（概ね6地区）のうち委託者が別途指定する3地区において実証実験を実施する課題について、重要性、緊急性、解決可能性、地域性、波及効果等を勘案し、モデル地区ごとに1課題選定すること。残る地区については、委託者がモデル地区と調整し課題選定を行う。
- ・選定に当たり、必要に応じて受託者はモデル地区へヒアリングを実施すること。ヒアリングには委託者が同席する場合がある。
- ・実証実験を実施する課題の選定は令和5年7月下旬までに行うこと。

#### イ 実証事業者の公募

- ・受託者は、実証事業者として応募する者（以下「応募者」という。）の公募要項を定め、募集用Webページを作成して周知し、選定したそれぞれの課題について、実証事業者を公募・選定すること。
- ・本事業で作成するWebページの運用・保守に関する費用は委託契約に含める。
- ・実証事業者は兵庫県内に拠点（本店、支店のほか、登記されていない営業所や出張所、サテライトオフィス、コワーキングスペース契約等を含む）を有する者であることが望ましい。
- ・受託者は、必要に応じて、公募説明会を開催すること。また、応募者となりうる者を調査・リスト化し、応募の働きかけを行うこと。

#### ウ 実証事業者の選定

- ・選定に当たり、受託者は委託者同席の下、応募者へヒアリングを実施すること。
- ・受託者は、モデル地区ごとに原則として1つずつ課題と実証事業者をマッチングさせること。
- ・実証事業者の選定過程において、事務局（兵庫県企画部情報政策課）と十分に情報を共有し選定を進めること。
- ・実証事業者の選定は令和5年9月上旬までに行うこと。

#### エ 実証実験の実施支援

##### (ア) 実施支援

受託者は実証事業者とマッチングさせた課題・解決策について、モデル地区及び実証事業者の双方と十分に協議しながら、実証事業を実施すること。

また、県が別途指定する3モデル地区における実証事業については、以下の支援を行うこと。

- ・課題認識の共有を図るとともに、解決可能性、解決に資する技術・製品の想定を踏まえた整理・分析・明確化など課題のブラッシュアップを行うこと。

- ・実証事業者が想定している解決策について、モデル地区の担当者が専門知識を有しないことを前提に、分かりやすい説明に努め、モデル地区の理解を得ること。
- ・実証事業者が計画した実証実験の内容について、実証事業者とモデル地区の両者が共に納得した内容となるよう、調整を図り、両者の合意を得ること。
- ・実証実験において住民の合意を必要とする場合には、受託者はモデル地区が行う住民の合意形成に向けた取組を支援すること。

#### (イ) その他

- ・実証実験の実施にかかる経費（以下「実証経費」とい。）は、200万円を上限とする。
- ・受託者は、実証実験を実証事業者に再委託することができる。
- ・実証経費とは、実証事業者が、モデル地区からのヒアリング、現地調査、解決に向けた方策と技術仕様等の検討、実証実験の実施、効果の確認、報告資料の作成等を行うために支出する経費とする。
- ・受託者は、実証事業者が円滑に実証実験を実施できるようにサポートを行うこと。
- ・受託者は実証実験の進捗状況について、月に1度を目途に、委託者と共有すること。
- ・実証実験は令和6年1月31日までに完了すること。

#### オ 実証実験の結果報告等

- ・受託者は実証事業者がモデル地区と共に実施した実証実験の結果について、令和6年2月28日までに報告すること。
- ・結果の報告には以下の点を原則として含めること。
  - ・課題に対する課題解決策の成果
  - ・実装に向けた費用、課題及びその解決策
  - ・兵庫県内への横展開が容易であると考えられる地域及び横展開に向けた課題とその解決策

#### カ 実証実験の成果報告会

- ・受託者は、委託者、モデル地区及び実証事業者と協働して、実証実験の成果報告会を令和6年3月上旬頃に開催すること。
- ・報告会は県が課題決定及び実証実験を行ったモデル地区についても対象とすること。
- ・なお、原則起業プラザひょうごで開催することとし、起業プラザひょうごを使用する場合に限り、当該使用料を委託者が別途負担するが、使用に際しては受託者において、直接、施設運営者と調整すること。ただし、本業務履行

期間中に受託者及び利用者が、施設や備品等を破損・汚損した場合は、委託者に報告のうえ、原則として受託者が修繕・原状回復を行うこと。

#### キ その他

- ・受託者は、本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、本業務終了日までに委託者が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は委託契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

### 6 支払条件等

- ・委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・本業務に係る経費とは、受託者又は実証事業者が、課題提案者からのヒアリング、現地調査、解決に向けた方策と技術仕様等の検討、実証実験の実施・効果等を確認するために要する経費とする。
- ・本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。
- ・本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、超過分を委託者に返還するものとする。

### 7 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、業務計画書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。実績報告書には、実証事業の結果のほか、業務計画書記載の業務実績、本業務に要した経費の内訳を記載すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、実証実験の実施等を実証事業者に、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び主たる責任者を明記の上、事前に委託者の承諾を得ること。

- (5) 本業務を実施するに際して、取得価額 10 万円以上の物品を購入するときは、事前に本県に申し出、その了承を得なければならない。
- (6) この業務で得られた著作物等の成果物については、委託者に帰属するものであること。
- (7) 本業務について、業務の終了後も含めて、今後会計検査院等の検査対象となる場合があるので、乙は、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (8) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類として、会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を業務終了後 5 年間保存しておくこと。
- (9) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

### (2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年 10 月 9 日兵庫県条例第 24 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 暴力団の不当介入における通報等

①受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 9 その他

(1) 実証実験で扱われるデータは、原則として政府の提供する GIF に準拠するものとする。

## 10 成果物納品場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県 企画部 情報政策課 スマートシティ推進班

電話 078-362-9013

電子メール johoseisaku@pref.hyogo.lg.jp